第１部　教 育 行 財 政

第１章　教　育　行　政

１　令和３年度本市教育行政のあらまし

（1）教育委員会では、平成31年３月に令和５年度までを計画期間とする「第３期名古屋市教育振興基本計画」を策定し、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、学校教育をはじめとした教育施策を推進することにより、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成に取り組んだ。

（2）学校教育では、令和３年度の努力目標を定め、社会の変化に主体的に対応できるたくましい青少年の育成を目指して、一人一人のよさや可能性を伸ばし、よりよい自己実現を促す教育の実践に努めた。

ア　学校施設の整備については、校舎の増築、リニューアル改修等を実施した。

イ　教育指導面では、教育課程の参考及び指導方針を示すとともに、集団生活への適応を図るため、小学校１年生・２年生での30人学級、中学校１年生での35人学級を実施した。

ウ　実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するため、「ことばの力育成事業」に取り組んだ。小学校４～６年生を対象に国語科補助教材の活用促進を進めた。そして、「なごやっ子漢字検定プリント」を配信した。また、市内小・中学校70校に学校司書を配置し、近隣の小中学校134校に巡回派遣を実施した。さらに、小学生向けの「なごやっ子読書ノート」を全児童に、中学生向けの「なごやっ子読書カード」を１，２年生の生徒に配付するとともに、「本の帯コンクール」を実施した。

エ　英語が話せるなごやっ子の育成をめざして、外国人英語指導助手とのティームティーチングによる生きた英語指導と外国語指導アシスタントとのティームティーチングによる小学校外国語活動・外国語科の指導を実施したほか、日本語指導が必要な外国人児童生徒の相談等に対応する日本語教育相談センターの運営、母語学習協力員の配置等、学習指導の充実に努めた。

オ　生徒指導対策については、関係諸機関との連絡協議会の開催、学校における児童生徒指導活動推進事業の実施、進路指導体制の確立、小・中学校で特設講座（基礎・発展）の開設、心理的な理由による不登校児童生徒に対する教育相談や適応指導を行う子ども適応相談センターの運営など、その充実を図った。また、「名古屋市いじめ防止基本方針」のもと、「夢と命の絆づくり推進事業」や「なごやＩＮＧキャンペーン」を実施するとともに、「いじめ防止教育プログラム」の活用促進によるいじめのない学校づくりに努めた。さらに、スクールカウンセラーの配置拡充、インターネット上におけるいじめ対策に取り組んだ。これに加え、市内を12ブロック（小学校・中学校ブロック11、高等学校・特別支援学校ブロック１）に分け、なごや子ども応援委員会を運営し、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の総

合支援を推進した。また、なごや子ども応援委員会と中学校との調整役として、生徒指導担当教諭等をコーディネーターとし、その支援のための非常勤講師を全中学校に配置した。

カ　その他にも､特色ある教育活動や学校づくりを行うマイスクールプランの実施､人権教育、国際理解教育、情報教育等、教育内容の充実を図ったほか、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と様々な社会の課題のつながりを知り、自らは目標達成にどのように貢献できるかを考えることができる幼児児童生徒を育成するため、「ＳＤＧｓ達成の担い手づくり推進事業」を実施した。また、基礎的な学力の確実な定着と、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進する「ナゴヤ・スクール・イノベーション」事業を実施した。

キ　児童生徒の健康管理の面では、入学及び市外から転入した者を対象とした心臓検診や、全小学校でのアレルギー性疾患に関する検診、また、小学校において歯科疾患特別健診を実施するなど、児童生徒の疾患対策の一層の充実を図った。

　学校給食では、子どもたちの心身の健全な発達に資することを目的として地産地消の取り組みを始め内容の充実に努めた。また、複数メニュー、弁当併用、ランチルームでの喫食等の方式での中学校スクールランチを110校で実施した。

　学校体育においては、児童生徒が生涯を通じて運動を実践し、健康な生活を営むための能力や態度の基礎の育成に努めるとともに、体育学習や部活動における指導者の資質向上に役立てるための体育実技等の講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で実施した。

ク　教育奨励事業としては、要・準要保護児童生徒の就学援助等を実施した。

ケ　部活動については、教員が指導する小学校部活動を見直し、民間委託による新たな運動・文化活動を小学校全校で実施した。

（３）社会教育行政については、市民が教養を高め、生涯の各時期に応じて、多様で、かつ、自主的な学習ができるよう、条件整備に努めた。

ア　成人教育の面では、社会教育施設における各種講座や講演会等を充実させて開設した。更に、家庭教育の振興を図るための事業として、家庭教育セミナー、あい・あい・あいさつ活動を実施するとともに、インターネットを活用した講座を開設した。

　ファミリーデーなごやについては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンラインで実施した。

　また、女性教育の内容充実を図るとともに、関係団体の指導者育成や活動助成を行った。

イ　子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するための名古屋土曜学習プログラムを実施した。

ウ　青少年教育については、平成18年度から青少年に関する諸施策の総合的な企画等、市長の権限に属する事務の補助執行が解かれ子ども青少年局の所管事業になるとともに、青少年教育に関する権限を子ども青少年局長の補助執行とした。

エ　文化財保護の面では、文化財保護事業への助成、歴史的町並み保存事業の促進、遺跡発掘

調査や山車行事の総合調査等各種調査を実施したほか、文化財の公開事業、史跡散策路の活用等、保護事業を推進した。また、守山区上志段味に残る志段味古墳群を活かして古墳や歴史を学び体験する「歴史の里　しだみ古墳群」において、幅広い世代が楽しむことのできる事業を実施した。このほか身近なまちの文化財を未来に伝え、活かしていくための方針として策定した「名古屋市歴史文化基本構想」に基づき普及啓発を行った。また、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた調査等を実施した。

オ　トワイライトスクール（放課後学級・施設開放）については、平成21年度から、放課後学級を「トワイライトスクール」として、それに関する権限を子ども青少年局長が補助執行し実施した。また、施設開放については、「生涯学習開放」として引き続き教育委員会において実施した。

（４）ふれあい交流事業については、昭和61年に名古屋市、中津川市及び稲武町（現豊田市）の３者間で結ばれた「ふれあい協定」に基づき、教育・文化等の交流を通して市民の友好親善と相互理解を深めているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一部事業を除き中止した。

２　教育委員会

（１）教育委員会の組織と活動

ア　教育委員会の組織

教育委員会は、合議制の執行機関で教育長及び５人の委員で構成されている。

教育長は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は３年で再任されることができる。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は４年で、教育行政の安定を図るため、毎年１人又は２人ずつ改任（又は再任）される。

教育委員会の職務権限は、教育に関する事務を管理執行することであり、市長の権限に属するもの（教育に関する大綱の策定に関する事務のほか、大学・幼保連携型認定こども園・私立学校、教育財産の取得・処分及び教育委員会の所掌事務に関する契約の締結・予算の執行）を除き、教育事務の大部分に及ぶ。

また、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を定める権限を有している。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の構成　（令和４年７月４日現在）

職　　名	氏　　名	年齢	職　　業	就任年月日
教育長	坪田知広	53		R4.7.4
委員 （教育長職務代理者）	西淵茂男	64	大学教授	H30.10.1
委員 （教育長職務代理者）	船津静代	59	大学准教授	R1.10.1（再任）
委員	鎌田敏行	72	会社役員	R2.10.8（再任）
委員	中谷素之	53	大学教授	R2.10.8
委員	粟生万琴	47	会社役員	R4.3.24

イ　教育委員会の会議

教育委員会の意思は、教育委員会の会議において決定される。会議は、教育長が招集し、教育長及び在任委員の過半数が出席して開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによる。

令和３年度は、教育長が会議を主宰し、定例会12回、臨時会４回の会議を開き、重要案件の審議を行った。

なお、教育委員会の権限に属するすべての事務を教育委員会の会議の審議を経て決定することは実際上不可能であり、合理的とは言えないため、重要な事項を除き、平常事務的な事項の決定は教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の定めるところにより教育長が専決している。

令和３年度において教育委員会に提出された議案は次のとおりである。

教育委員会議案一覧表

内　　容	件　数	内　　容	件　数
事務局人事に関するもの	4 件	予算に関するもの	3 件
教職員人事に関するもの	2 件	表彰に関するもの	4 件
条例の改正等に関するもの	3 件	社会教育委員等の委嘱等に関するもの	12 件
教育委員会規則に関するもの	14 件	教科書の採択に関するもの	2 件
		そ　の　他	21 件

3　総合教育会議

（1）総合教育会議

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため、総合教育会議が設置されている。会議は市長と教育委員会によって構成され、市長が招集する。

（2）ナゴヤ子ども応援大綱

ア　大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第１条の３に基づき、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、平成27年５月24日に「ナゴヤ子ども応援大綱」が策定された。

大綱の策定及び改正にあたっては、総合教育会議において市長と教育委員会が協議することとされており、令和３年10月15日に開催された総合教育会議において、大綱の一部改正に係る協議を行い、合意している。

イ　大綱の内容

・「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進！

・教員に加え、子どもを守る専門家の学校への配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！

4　条例規則等の制定改廃（令和３年４月１日～令和４年３月31日）

（1）条　　例

条例番号	名　　　　　称	概　　　　　要
3年46	名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 [令和3.7.20公布・施行]	東図書館等の管理を指定管理者に行わせる期日を変更するため、規定を整理した。
4年28	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 [令和4.3.31公布、同年4.1施行他]	報徳幼稚園及びはとり幼稚園を廃止し、若宮高等特別支援学校を設置するため、規定を整理した。
4年29	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 [令和4.3.31公布、同年4.1施行]	高等学校入学者選抜の一般選抜において、第2志望校に係る入学検定料を無償とするため、規定を整理した。

（2）教育委員会規則

規則番号	名　　称	概　　要
3年14	名古屋市図書館館則の一部を改正する規則 ［令和3.5.17公布、同年6.10施行］	電子書籍の利用の導入について、規定を整理した。
3年15	名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則 ［令和3.6.7公布、同年6.7施行］	名古屋市職員定数条例の一部改正に伴い、規定を整理した。
3年16	名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則 ［令和3.8.6公布、同年9.1施行］	就学援助を受けることができる期間を変更するため、規定を整理した。
3年17	名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則 ［令和3.11.5公布・施行他］	志段味中学校の運動場の開放月日を変更するため、規定を整理した。
4年1	名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	学校づくり推進監を設置する等のため、規定を整理した。
4年2	名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	博物館に主幹（博物館の魅力向上）を設置するため、規定を整理した。
4年3	名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	科学館に主幹（科学館の魅力向上）を設置するため、規定を整理した。
4年4	名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	名古屋市教育センターの主幹（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）及び主査（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）を廃止する等のため、規定を整理した。
4年5	教育長等専決規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	教育長に事故がある場合等の事務処理について、規定を整理した。
4年6	名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	令和4年度の組織改正等に伴い、規定を整理した。
4年7	名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	民法の一部改正に伴い、規定を整理した。

規則番号	名　　　　　　称	概　　　　　　要
4年8	名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	西陵高等学校等の生徒定員を変更する等のため、規定を整理した。
4年9	名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	西養護学校等の生徒定員を変更する等のため、規定を整理した。
4年10	名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則 ［令和4.3.28公布、同年4.1施行］	大幸幼稚園等の園児定員を変更する等のため、規定を整理した。

（３）市　規　則

規則番号	名　　　　　　称	概　　　　　　要
4年40	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則 ［令和4.3.30公布、同年4.1施行］	民法の一部改正等に伴い、規定を整理した。

（４）訓　　令

訓令番号	名　　　　　　称	概　　　　　　要
3名教委訓令3	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 ［令和3.6.29公布、同年7.1施行］	教育センター所長の格付けが部長段階から局長段階に変わったことに伴い、規定を整理した。
4名教委訓令1	名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 ［令和4.3.31公布、同年4.1施行］	令和4年度の組織改正に伴い、規定を整理した。
4名教委訓令2	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 ［令和4.3.31公布、同年4.1施行］	令和4年度の組織改正に伴い、規定を整理した。

５　附属機関その他の機関

（１）名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、指定管理者に管理を行わせる公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

委　　員　（令和４年７月１日現在）

役　　　職	氏　　名
弁護士	江　本　真　理
椙山女学園大学人間関係学部　教授	小　倉　祥　子
公認会計士	小野田　　　誓
弁護士	小　林　和　正
特定非営利活動法人チャイルドラインあいち　代表理事	下　田　一　幸
日本福祉大学社会福祉学部　教授	末　森　　　慶
愛知学院大学経済学部　教授	武　内　真美子
構成作家、大学非常勤講師、コミュニケーションアドバイザー	千　田　伸　子
ＮＰＯ法人生涯学習ネットワーク中部　理事長・事務局長	中　根　早　苗
特定非営利活動法人こどもＮＰＯ　理事長	根　岸　恵　子
名古屋市立大学大学院　教授	原　田　信　之
公認会計士、税理士	二　村　友佳子
弁護士	馬　路　充　江
名古屋市職員（天白区長）	水　野　一　裕

（２）名古屋市産業教育審議会

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条、名古屋市産業教育審議会委員定数条例（昭和27年名古屋市条例第４号）及び名古屋市産業教育審議会規則（昭和27年名古屋市教育委員会規則第３号）に基づき、昭和27年７月に発足し、教育委員会の諮問に応じて、産業教育に関して調査審議し、教育委員会に対して答申又は建議を行っている。

（３）名古屋市いじめ対策検討会議

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第３項及び第28条第１項並びに名古屋市いじめ対策検討会議条例（平成27年名古屋市条例第38号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係などに関して調査審議し、その結果を教育委員会に答申している。

令和３年度は、９回開催し、主にいじめが要因として疑われる事案について調査審議した。

委　　員　　　　（令和４年７月１日現在）

所　属　・　役　職　等	氏　　名
名古屋大学大学院　情報学研究科　講師	浦　田　真　由
名東ひびき法律事務所　弁護士	竹　内　景　子
名古屋大学　心の発達支援研究実践センター　教授	永　田　雅　子
恵沢法律事務所　弁護士	原　　　富祐美
日進市教育委員会　スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー	早　川　真　理
至学館大学　健康科学部　こども健康・教育学科　教授	広　瀬　帆　曜
名古屋市立大学大学院　医学研究科　講師	山　田　敦　朗

（４）名古屋市社会教育委員協議会

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び名古屋市社会教育委員条例（昭和24年名古屋市条例第58号）に基づき、教育委員会が委嘱した定数10人以内の社会教育委員によって構成される協議会である。名古屋市社会教育委員協議会規則（昭和24年名古屋市教育委員会規則第６号）に基づき、会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べている。任期は２年で、令和４年２月１日に第37期社会教育委員を委嘱した。

令和３年度は、５回開催し、補助金交付などについて審議した。

委　　員　（令和４年７月１日現在）

種　　別	役　　職	氏　　名
学校教育関係者	名古屋市立前津中学校長	藤　本　一　人
社会教育関係者	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会顧問 名古屋市地域女性団体連絡協議会会長 日本ボーイスカウト愛知連盟愛知ローバース会議アドバイザー 名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程	鬼　頭　恵　助 伊　藤　和　子 荒　川　航　一 長　野　未　来
家庭教育の向上に資する活動を行う者	臨床心理士 公募委員	生　駒　紘　子 鮫　島　麻　由
学識経験者	名古屋市立大学大学院教授 椙山女学園大学教授 弁護士	原　田　信　之 小　倉　祥　子 馬　路　充　江

（５）名古屋市文化財調査委員会

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第４号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて市指定文化財の指定などに関して意見を述べるとともに、文化財の保存、活用に関する専門的事項を調査審議している。

令和３年度は、２回開催し、文化財保護行政上の課題などについて審議した。

委　　員　（令和４年７月１日現在）

役　　職	氏　　名
名古屋造形大学特任教授	池　田　洋　子
愛知県立豊橋工科高等学校非常勤講師	石　田　正　治
元名古屋市博物館副館長	井　上　光　夫
南山大学准教授	上　峯　篤　史
愛知県立大学非常勤講師	大　塚　英　二

役　　職	氏　　名
東海学園大学教授	小　野　佳　代
名古屋工業大学名誉教授	河　田　克　博
中京大学非常勤講師	鬼　頭　秀　明
京都国立博物館名誉館員	久　保　智　康
名古屋大学大学院教授	斎　藤　夏　来
岐阜工業高等専門学校准教授	清　水　隆　宏
愛知淑徳大学非常勤講師	田　中　青　樹
名古屋大学大学院准教授	中　川　弥智子
名古屋大学博物館准教授	新　美　倫　子
愛知県立大学非常勤講師	服　部　直　子
名城大学准教授	三　浦　彩　子

（６）名古屋市図書館協議会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第７号）に基づき、鶴舞中央図書館に置かれ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

令和３年度は、４回開催し、主に次のような事項について審議した。

ア　「名古屋市図書館第一ブロック施設整備方針」について

イ　読書バリアフリー法への対応について

委　　員　　（令和４年６月７日現在）

種　　別	役　　職	氏　　名
学校教育関係者	名古屋市立浄心中学校長	山　田　善　申
社会教育関係者	コミュニケーションアドバイザー 名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事	千　田　伸　子 林　　　洋　子

種　　別	役　　　　　職	氏　　名
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会理事	表　　友　香
学識経験者	愛知県弁護士会図書委員会委員 公募委員 愛知教育大学特別支援教育講座准教授 椙山女学園大学文化情報学部教授 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 中日新聞社編集局資料部長	近　藤　愛　喜 山　田　洋　一 相　羽　大　輔 福　永　智　子 三　浦　哲　司 渡　邉　道　彦

（７）名古屋市博物館協議会

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条及び名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第８号）に基づき、博物館に置かれ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

令和３年度は、２回開催し、次のような事項について審議した。

ア　令和２年度事業報告・決算について

イ　令和３年度事業中間報告について

ウ　令和４年度事業計画、予算について

委　　員　　　　（令和４年７月１日現在）

種　　別	役　　　　　職	氏　　名
学校教育関係者	名古屋市立平田小学校長 学校法人金城学院理事	吉　田　七　重 長　屋　頼　子
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会副会長 徳川美術館長 熱田神宮宝物館長	杉　本　久美子 徳　川　義　崇 多　　賀　　顕
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会理事 公募委員	野々垣　久美子 安河内　昭　彦
学識経験者	日本放送協会名古屋放送局長 中日新聞社名古屋本社事業局次長 愛知教育大学准教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県立大学教授 東朋テクノロジー株式会社取締役社長 名古屋市博物館資料委員	伯　野　卓　彦 古　田　真　一 真　島　聖　子 小　山　真　人 丸　山　裕美子 富　田　英　之 塩　　村　　耕

（８）名古屋市美術館協議会

博物館法第20条及び名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第７号）に基づき、美術館に置かれ、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

令和３年度は、２回開催し、次のような事項について審議した。

ア　令和２年度事業実施結果について

イ　令和３年度事業実施状況について

ウ　令和４年度事業計画案について

委　　員　（令和４年７月１日現在）

種　　別	役　　　　職	氏　　　名
学校教育関係者	名古屋市立あずま中学校長	庄　司　直　美
	愛知県私学協会文化部長	坂　　　美　好
	愛知県立旭丘高等学校長	小　林　整　次
社会教育関係者	公益財団法人名古屋市文化振興事業団専務理事兼事務局長	眞　野　隆　久
	名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授	宮　下　さおり
	名古屋市地域女性団体連絡協議会書記	広　瀬　多恵子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会理事	井　上　純　代
	公募委員	大　曲　春　菜
	公募委員	豊　田　明　子
学識経験者	愛知県立芸術大学准教授	金　子　智太郎
	名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長	小　山　真　人
	愛知県美術館長	拝　戸　雅　彦
	名古屋造形大学教授	髙　橋　綾　子
	名古屋造形大学教授	濱　田　樹　里
	日本旅行業協会審議役	松　本　　　博

（９）名古屋市科学館協議会

博物館法第20条及び名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）に基づき、科学館に置かれ、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

令和３年度は、２回開催し、次のような事項について審議した。

ア　令和２年度事業概要について

イ　令和２年度決算見込について

ウ　令和４年度事業計画案について

委　員　　　　（令和４年７月１日現在）

種　別	役　職	氏　名
学校教育関係者	名古屋市立大宝小学校長 愛知県立港特別支援学校長 前愛知県私学協会副会長	川出　真由美 舩越　勢津 長谷川　信孝
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事	岸本　惇子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会理事 公募委員	小島　千加子 岡田　方孝
学識経験者	国立病院機構名古屋医療センター院長 名古屋大学大学院生命農学研究科講師 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授 日本放送協会名古屋放送局長 公益財団法人中部科学技術センター専務理事 名古屋商工会議所副会頭 中日新聞社名古屋本社事業局次長	長谷川　好規 井上　直子 横山　清子 伯野　卓彦 武藤　陽一 内藤　弘康 古田　真一

(10) 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第47号）に基づき、伝統的建造物群保存地区の保存に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長及び教育委員会に答申する。

令和３年度は、１回開催し、名古屋市有松伝統的建造物群保存地区防災計画などについて審議した。

委　員　　　　（令和４年７月１日現在）

職　名	氏　名
名古屋市立大学大学院教授	溝口　正人
東海工業専門学校講師	岩田　敏也
名城大学准教授	三浦　彩子
愛知建築士会（一級建築士）	川口　亜稀子
愛知建築士会（一級建築士）	奥村　由美
有松学区区政協力委員会委員長	小澤　武夫
有松学区（地区内居住者）	加藤　明美
有松商工会会長	梶野　泉

有松絞商工協同組合理事長	成　田　基　雄
有松まちづくりの会会長（地区内居住者）	竹　田　嘉兵衛（本名：竹田浩己）

(11) 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例（令和元年名古屋市条例第16号）に基づき、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

令和３年度は、６回開催し、主に次のような事項について審議した。

ア　高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プランについて

イ　野跡小学校と稲永小学校の統合に関する個別プランについて

ウ　御園小学校と名城小学校の統合に関する個別プランについて

委　員　（令和４年７月１日現在）

種　別	役　職	氏　名
学識経験者	愛知教育大学教育学部人文社会科学系 社会科教育講座　教授	土　屋　武　志
	名古屋大学大学院教育発達科学研究科　教授	南　部　初　世
	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部 子どもケア学科長　教授	津　金　美智子
	名古屋大学大学院環境学研究科 都市環境学専攻　教授	小　松　尚
地域関係者	名古屋市区政協力委員議長協議会　議長	杉　浦　尚　久
	名古屋市区政協力委員議長協議会　副議長	中　野　幸　夫
保護者代表	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会　会長	髙　橋　功
	名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会　専務理事	尾　関　利　昌
	名古屋市立幼稚園ＰＴＡ協議会　庶務	徳　田　晴　名
学校関係者	名古屋市立高蔵小学校　校長	阿　部　路　代
	名古屋市立植田北小学校　教諭	森　義　裕

6　教育委員会事務局及び学校以外の教育機関等

(1) 機構図

（令和４年７月１日現在）

- 教育長 ― 教育次長 ― 学校づくり推進監
  - 総務部
    - 総務課
      - 庶務係
      - 主査（総合教育会議等）
      - 人事係
      - 調査係
    - 主幹（調査）
    - 企画経理課
      - 企画経理第一係
      - 企画経理第二係
    - 人権教育室
      - 主査（人権教育）
      - 主査（同和教育）
    - 教育環境計画室
      - 計画係
      - 主査（市立幼稚園のあり方検討）
    - 主幹（子どもいきいき学校づくり）(3)
      - 主査（子どもいきいき学校づくり） (3)
    - 主幹（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）〈併任〉
      - 主査（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）〈併任〉
    - 学校整備課
      - 管理係
      - 整備係
      - 主査（学校施設リフレッシュプランの推進）
      - 主査（学校施設のバリアフリー化の推進）
      - 営繕係
      - 主査（学校施設の環境整備の推進）
      - 主査（学校体育館の空調整備）
  - 教務部
    - 教職員課
      - 管理第一係
      - 管理第二係
      - 主査（服務等）
      - 主査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整）〈兼務〉
      - 主査（特別支援学校等に係る連絡調整）〈兼務〉
      - 安全衛生係
      - 主査（教職員のメンタルヘルス・保健指導）
      - 管理主事
    - 主幹（教職員定数・給与等）
      - 主査（教職員定数・給与等）
    - 学事課
      - 学校財務係
      - 就学援助係
      - 主査（就学等に係る企画調整）〈兼務〉
      - 主査（就学奨励等）
      - 主査（私学助成）
    - 学校事務センター
      - 事務支援係
      - 主査（学校事務改善）〈兼務〉
      - 給与係
  - 新しい学校づくり推進部
    - 新しい学校づくり推進室
      - 学びの改革推進係
      - 主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）
      - 主査（安全安心な居場所づくり）〈兼務〉
    - 主幹（学校における働き方改革）
      - 主査（学校における働き方改革）
    - 主幹（教育相談体制）

- 参事（子ども応援委員会）
  - 子ども応援室
    - 子ども応援係
    - 主査（企画調整）
    - 主査（システム・制度改革）
    - 指導主事
  - 主幹（危機管理等）〈兼務〉
    - 主査（危機管理等）〈兼務〉
  - 主幹（生徒指導に係る調整）〈兼務〉
- 指導部
  - 指導室
    - 指導主事
    - 事務係
    - 主査（学校教育に係る企画調整）
    - 主幹（高等学校・幼稚園教育）
      - 主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）
      - 主査（市立幼稚園のあり方検討に係る調整）〈兼務〉
    - 主幹（特別支援教育）
      - 主査（特別支援教育の推進）
    - 主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）
      - 主査（生徒指導に係る特命事項の処理）
  - 学校保健課
    - 保健体育係
    - 主査（学校における新型コロナウイルス感染症対策等）
    - 小学校給食係
    - 主査（小学校給食調理業務の効率化）
    - 主査（給食調理場に係る特命事項の処理）
    - 中学校給食係
  - 野外教育センター (2)
  - 子ども適応相談センター
- 生涯学習部
  - 生涯学習課
    - 管理係
    - 社会教育主事
    - 社会教育係
    - 生涯学習係
    - 主査（女性教育）
- 参事（図書館改革の推進）〈兼務〉
  - 主幹（図書館改革の推進）
    - 主査（図書館改革の推進） (2)
  - 部活動振興室
    - 部活動振興係
    - 主査（部活動に係る企画調整） (2)
  - 文化財保護室
    - 文化財保存活用係
    - 主査（埋蔵文化財）
    - 主査（文化財活用推進）
  - 上汐田教育集会所
    - 主査（上汐田教育集会所）
  - 見晴台考古資料館
- 鶴舞中央図書館
  - 副館長
    - 庶務係
    - 主幹（図書館改革）〈兼務〉
      - 主査（図書館改革）〈兼務〉 (2)
    - 整理課
      - 収集整理係
      - 情報システム係
    - 奉仕課
      - 奉仕第一係
      - 奉仕第二係
    - 図書館（15）
      - 奉仕係

- 博物館
  - 総務課
    - 庶務係
    - 主査（施設）
  - 主幹（博物館の魅力向上）
    - 主査（博物館の魅力向上）
  - 学芸課
    - 学芸係
    - 主査（広報普及）
    - 主査（収集保管）
  - 蓬左文庫
    - 学芸係<事務取扱>
  - 秀吉清正記念館
    - 主査<兼務>
- 美術館
  - 総務課
    - 庶務係
  - 学芸課
    - 学芸係
    - 主査（普及）
- 科学館
  - 総務課
    - 庶務係
    - 主査（経営）
  - 主幹（科学館の魅力向上）
  - 学芸課
    - 学芸係
    - 主査（普及）
    - 天文係
  - 主幹（天文）
- 教育センター
  - 総務課
    - 庶務係
    - 主査（施設）
  - 研修部
  - 研究調査部
  - 学校情報化支援部
    - 事務係
  - 教育相談部

小学校（263）※分校含む
中学校（112）※分校含む
高等学校（14）
特別支援学校（5）※分校含む
幼稚園（21）

(2) 職員定員表（教職員を除く）

事務職員			技術職員				指導主事	社会教育主事	合計
主事等	司書	学芸員	技師等	保健師	管理栄養士	業務士			
343	82	44	15	1	4	6	247	22	764

（注1）教育長、教員、学校事務職員、学校技術職員を除く。

（注2）事務職員の役職者は主事等に、技術職員の役職者は技師等に含む。

(3) 事務分掌

総務部

総務課

庶務係

教育委員会の会議並びに教育長及び委員／総合教育会議の運営／教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定／表彰／秘書／文書及び公印／他の部課室及び他の係の主管に属しないこと

主査（総合教育会議等）

総合教育会議の運営／教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定／その他教育長の指定する教育委員会制度

人事係

事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の人事、給与及び労務の調整管理／職員（教職員を除く。）の福利厚生及び保健衛生

調査係

条例、教育委員会規則その他の規程の制定及び改廃／教育制度及び教育関係法規の調査研究／訴訟、調停等／情報公開及び個人情報保護に係る総合調整

主幹（調査）

教育長の特命による重要事項の調査及び総合調整／総合教育会議の運営／教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定／訴訟、調停等／情報公開及び個人情報保護に係る総合調整

企画経理課

企画経理第一係

重要事項の企画及び調整／教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等並びに事務改善の総括及び行政評価の実施／事務事業に係る広報の総括／教育行政に関する相談窓口／教育に係る調査統計／教育関係の監査／外郭団体の総括／教育振興基本計画／教育委員会事務局指定管理者選定委員会／決算の総括／教育長の指定する予算及び決算／他の係の主管に属しないこと

企画経理第二係

予算の総括／教育長の指定する予算及び決算／契約事務に係る総合調整／予算執行の総合調整／教育長の指定する重要事項の企画及び調整

人権教育室

主査（人権教育）

人権教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整

主査（同和教育）

同和教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整

教育環境計画室

計画係

学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案（他の部課室

の主管に属することを除く。）／学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整／学校の設置及び廃止の事務手続／小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更／施設整備の総合的実施／用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整／教育施設に関するアセットマネジメントの推進（他の部課の主管に属するものを除く。）／教育資産の有効活用／小規模校対策その他学校規模の適正化の推進／子どもいきいき学校づくり推進審議会

主査（市立幼稚園のあり方検討）

幼児教育に係る教育施設のあり方

主幹（子どもいきいき学校づくり）(3)

学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整／小規模校対策その他学校規模の適正化の推進／子どもいきいき学校づくり推進審議会

主査（子どもいきいき学校づくり）(3)

小学校、中学校及び特別支援学校の配置、統合及び廃止に係る調整／小規模校対策その他学校規模の適正化の推進／子どもいきいき学校づくり推進審議会

主幹（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）

教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理／教育資産の有効活用

主査（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）

教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理／教育資産の有効活用

学校整備課

管理係

教育財産及び普通財産の総括管理／公有財産台帳の整備／学校用地の管理及び借地／学校施設の管理／学校施設の目的外使用／選挙公営による学校施設の使用／他の係の主管に属しないこと

整備係

学校施設の建設計画の実施／学校施設の保全及び改築の計画及びその実施

主査（学校施設リフレッシュプランの推進）

学校施設リフレッシュプランの推進

主査（学校施設のバリアフリー化の推進）

学校施設のバリアフリー化の推進

営繕係

学校施設の維持修繕／学校施設の環境整備（保全及び改築の計画並びに建設計画に伴うことを除く。）

主査（学校施設の環境整備の推進）

学校施設の環境整備（保全及び改築の計画並びに建設計画に伴うことを除く。）

主査（学校体育館の空調整備）

学校の体育館の空調設備の整備

教務部

教職員課

管理第一係

業務士及び調理員の人事／教職員の人事記録／教職員の服務規律／学校運営等に係る支援（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進／教職員の服務及び学校事務の監察／教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案／教職員に関する制度の調査研究／教育職員免許法／業務士及び調理員の組織する職員団体／学校事務センター（学事課の主管に属することを除く。）／他の課及び他の係の主管に属しないこと

管理第二係

教職員の給料の決定／教職員の勤務条件の運用（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／学校事務職員及び学校栄養職員の人事／学校事務職員の組織する職員団体

主査（服務等）

教職員の服務規律／学校運営等に係る支援（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進／教職員の服務及び学校事務の監察／教職員に関する制度の調査研究／学校事務センター（学事課の主管に属することを除く。）

主査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整）

高等学校及び幼稚園に係る連絡調整

主査（特別支援学校等に係る連絡調整）

特別支援学校等に係る連絡調整

安全衛生係

教職員の安全管理及び衛生管理／教職員の公務災害補償／教職員の福利厚生

主査（教職員のメンタルヘルス・保健指導）

教職員（業務士及び調理員を除く。）の心の健康保持増進／教職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整

管理主事

教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。）の選考及び人事／教職員の服務規律／学校運営等に係る支援（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進／教職員の服務及び学校事務の監察／教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案／教職員に関する制度の調査研究／学校の組織編制／教職員の組織する職員団体／校（園）長会

主幹（教職員定数・給与等）

教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整／教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整／教職員の組織する職員団体

主査（教職員定数・給与等）

教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整／教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整／教職員の組織する職員団体

学事課

学校財務係

学校事務の指導及び事務引継／学校運営費の管理／学校運営費に係る学校事務の審査改善／学校事務に係る事務局内事務の連絡調整／教材及び教具その他の設備の整備（他の部の主管に属することを除く。）／学校用品の調達及び配分／学校物品の管理及び補修／学校事務センター（学事課の主管に属することに限る。）／他の係の主管に属しないこと

就学援助係

学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続／就学援助及び就学奨励／私立学校／学生割引証

主査（就学等に係る企画調整）

教育長の指定する学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続／教育長の指定する就学援助

主査（就学奨励等）

教育長の指定する就学援助及び就学奨励

主査（私学助成）

私立学校

学校事務センター

事務支援係

学校事務に係る指導、支援及び助言／学校事務改善に係る企画及び連絡調整／学校用品の調達及び配分の集約／名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携／他の係の主管に属しないこと

主査（学校事務改善）

学校事務に係る指導、支援及び助言／学校事務改善に係る企画及び連絡調整／名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携

給与係

教職員の給料その他の給付（教職員課の主管に属するものを除く。）

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

学びの改革推進係

学校教育の指導に係る企画及び調整／新たな教育制度の調査研究／安全安心な居場所づくり／他の室及び他の係の主管に属しないこと

主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）

安全安心な居場所づくり／児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理

主査（安全安心な居場所づくり）

安全安心な居場所づくり

主幹（学校における働き方改革）

学校における働き方改革に係る総合調整

主査（学校における働き方改革）

学校における働き方改革に係る総合調整

主幹（教育相談体制）

児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理

子ども応援室

子ども応援係

子ども応援委員会制度の実施／子ども応援委員会制度に係る企画及び調整／相談等対応に係る情報処理システム／総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセクレタリー及びスクールポリスの人事及び労務の連絡調整（他の部室の主管に属するものを除く。）／児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）

主査（企画調整）

子ども応援委員会制度に係る企画及び調整

主査（システム・制度改革）

相談等対応に係る情報処理システム／子ども応援委員会制度に係る改革

指導主事

児童生徒の生物、心理及び社会面からの支援／総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセクレタリー及びスクールポリスの間の連携協力の総括（主任指導主事に限る。）／重大事態発生時における児童生徒の支援組織の運営（主任指導主事に限る。）

主幹（危機管理等）

児童生徒の支援に係る連絡調整

主査（危機管理等）

主幹（生徒指導に係る調整）

生徒指導の調整に係る特命事項の処理

指導部

指導室

指導主事

学校教育の指導（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）

事務係

学校教育の指導に係る企画及び連絡調整（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／教育指導に関する資料の作成、刊行／教科書採択及び教科書センター／教科書の無償給付／研究指定校及び研究集会等／教育展覧会その他の教育行事／学校諸行事の届出／学校の学期及び休業日／産業教育審議会及びいじめ対策検討会議／教育センター、野外教育センター及び子ども適応相談センター／学校教育の指導に伴う庶務（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）／他の課の主管に属しないこと

主査（学校教育に係る企画調整）

学校教育の指導に係る企画及び連絡調整（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除

く。）

主幹（高等学校・幼稚園教育）

高等学校教育及び幼稚園教育の指導／高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理

主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）

高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理

主査（市立幼稚園のあり方検討に係る調整）

幼児教育に係る教育施設のあり方の調整

主幹（特別支援教育）

特別支援教育の指導

主査（特別支援教育の推進）

特別支援教育の推進

主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）

生徒指導に係る特命事項の処理

主査（生徒指導に係る特命事項の処理）

生徒指導に係る特命事項の処理

学校保健課

保健体育係

学校の保健及び安全に関する計画並びに環境衛生／児童生徒及び幼児の健康診断並びに健康管理及び健康教育／就学時の健康診断／学校医、学校歯科医及び学校薬剤師／独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業／保健関係団体／学校体育の指導及び奨励（他の部の主管に属することを除く。）／学校体育行事の計画及び実施（他の部の主管に属することを除く。）／学校体育施設及び用具／他の係の主管に属しないこと

主査（学校における新型コロナウイルス感染症対策等）

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る連絡調整／学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る物品

小学校給食係

学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。）の運営及び学校給食の物資の管理／学校給食の衛生管理／学校給食に係る調理及び栄養の指導／学校給食に係る設備の整備／公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会／給食関係団体

主査（小学校給食調理業務の効率化）

学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整／学校給食の衛生管理／学校給食に係る設備の整備

主査（給食調理場に係る特命事項の処理）

給食調理機器の導入に係る企画及び調整／給食調理場に係る特命事項の処理

中学校給食係

中学校スクールランチの運営及び中学校スクールランチの物資の管理／中学校スクールランチの衛生管理／中学校スクールランチに係る調理及び栄養の指導／中学校スクールランチに係る

設備の整備

野外教育センター(2)

野外教育の施設としてセンターを使用させること／野外教育に関する指導、助言、調査研究、図書その他の資料の収集等

子ども適応相談センター

教育相談部

不登校児の教育相談／不登校児の心理療法による治療／不登校児の相談に関する調査研究／他の部の主管に属しないこと

適応指導部

不登校児の学習指導及び生活指導／不登校児の指導に関する調査研究

生涯学習部

生涯学習課

管理係

社会教育委員／生涯学習センター及び女性会館に係る総合調整／小学校施設の生涯学習開放／高等学校施設の学習開放／生涯学習に関する事業の連絡調整／図書館（他の係の主管に属することを除く。）／他の課室及び他の係の主管に属しないこと

社会教育主事

社会教育に関する事業の企画及び実施に係る専門的事項

社会教育係

生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調整／社会教育に関する諸施策の調査研究／成人教育／家庭教育の振興／女性教育／生涯学習センター及び女性会館における教育に関する事業の企画及び実施に係る専門的事項／ＰＴＡ／女性教育関係団体／視聴覚教育

生涯学習係

生涯学習に関する専門的な調査研究及び先導的な学習の方法の開発／生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供／生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力／生涯学習センター（上汐田教育集会所を除く。）及び女性会館の事業／女性教育の事業／生涯学習センター及び女性会館の管理等に関する合理化

主査（女性教育）

女性教育／女性教育関係団体／女性会館

主幹（図書館改革の推進）

図書館改革の推進に係る総合調整

主査（図書館改革の推進）(2)

図書館改革の推進に係る総合調整

部活動振興室

部活動振興係

学校における部活動／部活動関係団体／部活動に関する行事の計画及び実施

主査（部活動に係る企画調整）(2)

学校における部活動に係る企画及び調整

文化財保護室

文化財保存活用係

文化財の保存及び継承並びに活用／埋蔵文化財の保護／文化財調査委員会／文化財関係団体／名古屋市美術品等取得基金の管理／志段味古墳群歴史の里／見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館／ユネスコ活動／芸術文化事業の奨励

主査（埋蔵文化財）

埋蔵文化財の保護／見晴台考古資料館

主査（文化財活用推進）

文化財の活用

上汐田教育集会所

主査（上汐田教育集会所）

地域住民のための講座、講演会等の開催／生涯学習等の相談／施設の公共的利用

見晴台考古資料館

見晴台遺跡資料の収集、保管及び展示その他の供用／調査研究等

鶴舞中央図書館

庶務係

文書の収受、発送及び公印の管守／人事、給与及び予算決算の手続／調査、統計及び諸報告のとりまとめ／図書館相互の連絡調整／関係諸機関との連絡及び広報／施設の整備並びに施設及び設備の管理／図書館協議会の庶務／図書館の管理運営に係る企画及び調整／志段味図書館の図書館資料の選択、収集、弁償及び廃棄／他の課の主管に属しないこと

主幹（図書館改革）

図書館の管理運営に係る企画及び調整／施設の整備並びに施設及び設備の管理

主査（図書館改革）(2)

図書館の管理運営に係る企画及び調整／施設の整備並びに施設及び設備の管理

整理課

収集整理係

資料の収集計画／資料の収集及び選択の連絡調整／資料の受贈及び受託の連絡調整／資料の分類／資料の目録／総合図書目録の編成／資料の廃棄の連絡調整／その他資料の整理／他の係の主管に属しないこと

情報システム係

電子計算機処理／蔵書統計／自動車図書館

奉仕課

奉仕第一係

中央図書館の一般成人向け又は児童向け資料（奉仕第二係の項に規定する主題別参考資料以外の資料）の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄／一般成人向け資料等に係る読書案内、読書相談及び参考調査／読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励／閲覧統計／点字文庫

の運営／児童図書研究室／閲覧所の運営／視聴覚機器の管理及び集会室の運営／他の係の主管に属しないこと

奉仕第二係

中央図書館の主題別参考資料（主題別部門に属する資料をいう。）の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄／主題別参考資料に係る参考調査／教科書センター／資料の複写／資料の修理、製本及び保存

図書館(15)

奉仕係

資料の収集、整理、保存、館内供用、個人貸出し、団体貸出し及び相互貸借／読書案内、読書相談／読書会等の開催／他の図書館等との協力等／緑図書館及び徳重図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄（瑞穂図書館に限る。）／中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄（中川図書館に限る。）

博物館

総務課

庶務係

文書の収受及び発送並びに公印の管守／人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務／調査、統計及び諸報告／博物館協議会の庶務／施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持／観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務／施設の使用の許可／特別利用料及び使用料の徴収／入館者の受付、案内その他のサービス／博物館の魅力向上の推進／分館／他の課の主管に属しないこと

主査（施設）

施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持／施設の使用の許可／入館者の受付、案内その他のサービス／分館

主幹（博物館の魅力向上）

博物館の魅力向上の推進

主査（博物館の魅力向上）

博物館の魅力向上の推進

学芸課

学芸係

博物館資料の収集、保管、展示及び供用／博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究／博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導／博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究／博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布／博物館資料に関する講演会、研究会等の開催／他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力／その他学芸事務

主査（広報普及）

博物館資料に関する年報等の作成及び頒布／講演会、研究会等の開催／他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力

主査（収集保管）

博物館資料の収集、保管及び供用／専門的、技術的な調査研究／利用者に対する説明、助言及び指導／資料の保管／展示等に関する技術的研究／解説書、目録、調査研究の報告書等の作成

蓬左文庫

学芸係

蓬左文庫に属する資料等の収集、保管、展示、供用等

秀吉清正記念館

主査

記念館資料の収集、保管、展示、供用等

美術館

総務課

庶務係

文書の収受及び発送並びに公印の管守／人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務／調査、統計及び諸報告／美術館協議会の庶務／施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持／観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務／特別利用料の徴収／入館者の受付、案内その他のサービス／美術関係団体（他の課の主管に属することを除く。）／他の課の主管に属しないこと

学芸課

学芸係

美術品等の収集、保管、展示及び供用／美術に関する専門的な調査研究／美術品等の利用者に対する説明、助言及び指導／美術に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布／美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催／美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること／広報及び宣伝／他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力／その他学芸事務

主査（普及）

美術教育の企画及び美術に関する知識の普及啓発／広報及び宣伝

科学館

総務課

庶務係

人事、文書、公印及び予算決算の事務手続／使用料等の徴収、契約及び会計事務／物品の購入及び検収／科学館協議会の庶務／施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持／観覧券の発売及び改札等／広報、宣伝及び催物の実施／入館者への案内、説明その他のサービス／他の課の主管に属しないこと

主査（経営）

観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務／広報、宣伝及び催物の実施／入館者への案内、説明その他のサービス

主幹（科学館の魅力向上）

科学館の魅力向上の推進

学芸課

学芸係

科学に関する展示品（他の係の主管に属するものを除く。）に係る企画及び展示その他の供用／科学知識（他の係の主管に属するものを除く。）の普及及び指導／科学技術に関する情報（他の係の主管に属するものを除く。）の収集及び提供並びに出版／展示室（他の係の主管に属するものを除く。）の運営／サイエンスホール及び情報資料室の運営／その他学芸事務（他の係の主管に属するものを除く。）

主査（普及）

科学知識の普及及び指導／展示室の運営

天文係

プラネタリウムに係る企画及び運営／天文に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用／天文に関する知識の普及及び指導／天文に関する情報の収集及び提供並びに出版／天文に関する展示室の運営

主幹（天文）

天文教育の企画及び天文に関する知識の普及啓発

教育センター

総務課

庶務係

文書の収受及び発送並びに公印の管守／人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務／調査、統計及び諸報告／施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持／施設の使用の許可／使用料の徴収／部の主管に属しないこと

主査（施設）

施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持／施設の使用の許可／使用料の徴収

研修部

教職員の研修の実施（研究調査部、学校情報化支援部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）／教育研究員の指導

研究調査部

教育に関する専門的及び技術的な調査研究（学校情報化支援部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）／ 教育資料の作成、収集及び提供（学校情報化支援部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）／図書等の閲覧／教育関係機関との連絡及び協力／免許状更新講習／校内研修支援

学校情報化支援部

事務係

学校における情報化の推進に関する企画並びに専門的及び技術的な調査研究／学校における情報化の推進に関する資料の作成、収集及び提供／情報教育等に関する研修の実施／情報教育ネ

ットワークの運用管理

教育相談部

教職員並びに幼児、児童及び生徒に対する教育相談／教育相談及び特別支援教育に関する専門的、技術的な調査研究／教育相談及び特別支援教育に関する教職員の研修の実施／特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する検査／教育相談及び特別支援教育に関する資料の作成、収集及び提供

(4)　子ども青少年局における教育関係事務

- 子ども青少年局
  - 子ども未来企画部
    - 青少年家庭課
      - 青少年自立支援係 ―― 青少年教育、青少年の社会参画の推進
    - 放課後事業推進室
      - 放課後事業推進係 ―― トワイライトスクール

(5)　観光文化交流局における教育関係事務

- 観光文化交流局
  - 文化歴史まちづくり部
    - 歴史まちづくり推進室
      - 保存支援係 ―― 町並み保存
      - 事業推進係 ―― 伝統的建造物群保存地区
      - 主査（歴史的建造物の整備推進） ―― 歴史的建造物の修復、整備等

(6)　スポーツ市民局における教育関係事務

- スポーツ市民局
  - スポーツ推進部
    - スポーツ振興室
      - スポーツ振興係 ―― スポーツの普及・振興、市民スポーツ・レクリエーションの指導・奨励、中学校施設のスポーツ開放、スポーツ推進審議会、体育関係団体・レクリエーション関係団体、スポーツ推進委員等
      - 主査（障害者スポーツ） ―― 障害者スポーツの普及・振興等
      - 主査（新たな障害者スポーツセンターの整備等） ―― 新たな障害者スポーツセンターの整備等
    - スポーツ施設室
      - スポーツ施設係 ―― 体育館その他のスポーツ施設等
      - 主査（スポーツ施設の管理等合理化） ―― 体育館その他のスポーツ施設の調査及び整備の計画・実施、管理棟に係る合理化
    - 主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築）
      - 主査(2)（瑞穂公園陸上競技場の改築） ―― 瑞穂公園陸上競技場の改築等
    - スポーツ戦略室
      - スポーツ戦略係 ―― スポーツ戦略の総合的な企画・調整等

(7)　区役所（16区）における教育関係事務

- 区役所
  - 区政部
    - 総務課
      - 統計選挙係 ―― 選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施
    - 地域力推進室
      - 地域力推進係 ―― 社会教育、市民文化・体育の向上、社会教育関係諸団体・文化体育団体
      - 主査（生涯学習）※中区を除く。（生涯学習・スポーツの推進）※中区に限る。 ―― 社会教育、市民文化・体育の向上、社会教育関係諸団体・文化体育団体
    - 市民課
      - 住民記録係 ―― 学齢簿の記録・これに伴う通知、児童生徒等の住所変更に関する届出の通知
  - 支所
    - 区民生活課
      - 市民係 ―― 児童生徒の就学

7　教育委員会所管施設一覧

区分	施設	数	区分	施設	数
学校教育施設	幼稚園	21	社会教育施設	生涯学習センター（分館含む）	17
	小学校（分校含む）	263		女性会館	1
	中学校（分校含む）	112		図書館（分館含む）	21
	高等学校	14		博物館（分館含む）	3
	特別支援学校（分校含む）	5		見晴台考古資料館	1
	野外教育センター（分館含む）	3		美術館	1
	子ども適応相談センター	1		科学館	1
	小計	419		体感!しだみ古墳群ミュージアム	1
その他の施設	学校事務センター	1			
	教育センター（分館含む）	2			
	学校体育センター	3			
	小計	6		小計	46
				合計	471

8　広報広聴調査活動

（1）広　報

教育委員会の重点施策や事業は、市の広報紙「広報なごや」あるいはテレビ･ラジオ等を通して幅広く市民に知らせるとともに、市政記者クラブを通じて報道機関へ関係資料を提供した。また、令和３年度中における市の教育事業等を集録した「教育要覧　令和３年版」を作成した。

（2）広　聴

市民の教育に対する「声」を行政に反映させることを目的として次の広聴活動を実施した。

ア　個　別　広　聴（市民の声）

市民からの教育に関する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せは、スポーツ市民局広聴課及び区役所地域力推進室を通じて「市民の声」として寄せられている。令和３年度の総数は805件で、その主な内訳は次のとおりである。

声　の　種　類	件　数	声　の　種　類	件　数
1　学　校　教　育	277	2　生　涯　学　習	95
⑴　入学・転校	0	⑴　成人教育	4
⑵　通学区域	4	⑵　社会教育施設	65
⑶　学校施設	30	⑶　博物館施設	20
⑷　教職員	30	⑷　文化財保護	6
⑸　教育指導･教育相談	172		
⑹　就学支援	9		
⑺　学校給食	32	3　そ　の　他	433

イ　集　会　広　聴

（ア）団体広聴

団体から寄せられる市政への要望や意見のうち、内容が複数局に係わるものについて、団体広聴としてスポーツ市民局広聴課が窓口になり、文書回答をし、関係局との話し合いの場を設け、団体とのコミュニケーションに努めている。

令和３年度は、15団体の要望等が団体広聴として処理されたが、そのうち教育に関する要望等が含まれていたのは、10団体であった。

（イ）地域懇談会

区長をはじめ区内公所（署）長と関係局職員が地域区民の意見、提案など直接聴き、これを行政に反映するとともに、市区政についての広報を図り、区民の理解を深めることによって住みよいまちづくりを進めていくことを目的として、地域懇談会を各区で開催している。

令和３年度は39団体から、「教育」に関して56件の要望等があった。

（３）調査統計

令和３年度に実施した調査統計は次のとおり11件で、このうち文部科学省主管によるものが３件、県教育委員会主管によるものが３件、市教育委員会が独自に実施したものが５件であった。

＜令和３年度実施の調査統計一覧＞

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
学校基本調査	3年 5月			文部科学省
学校調査		市立学校（悉皆）	学校、在学者、学級数等	
卒業後の状況調査		中学校・高等学校（悉皆）	卒業者数、進学者数等	
不就学学齢児童生徒調査		市教委・区役所（悉皆）	理由別不就学者数	
地方教育費調査	3年 6月	市立学校・市教委（悉皆）	学校教育費、社会教育費及び教育行政費の使途別、財源別支出状況等	〃
社会教育調査	3年10月	社会教育施設・市教委（悉皆）	職員・施設・設備・事業実施・利用の状況	〃
中学校卒業者の進学状況調査	3年 5月	中学校（悉皆）	高等学校進学者等	県教委
高等学校入学状況調査	3年 5月	高等学校（悉皆）	志願者・入学者数	〃
中学校卒業見込者の進路希望状況調査	3年 9月 12月	中学校（悉皆）	高等学校への進学希望者数	〃
小学校卒業者の進学状況調査	3年 4月	小学校（悉皆）	設置者別中学校入学状況	市教委
高等学校卒業者の進路状況調査	3年 4月	高等学校（悉皆）	進学者、就職者数等	〃
学校保健調査	3年 4月	市立学校（悉皆）	発育状況、健康状態	〃
幼児人口実態調査	3年 4月	区役所（悉皆）	学区別幼児（0～5歳）数	〃
義務教育人口の推計	3年 5月	市教委・小学校・中学校（悉皆）	学校別児童生徒数、学級数	〃

9 企画調整事務

企画調整事務は、教育委員会内の重要事項の企画調整並びに他の局等に関わり合いをもつ事務事業についての連絡調整である。各種計画の教育委員会における対応をはじめ、教育委員会内の全般の事務事業について総合的・有機的な執行のための潤滑油的な役割を担っている。

（１）教育委員会内の重要事項の総合調整

教育委員会の重要事業計画及び教育委員会内重要事項の事前・事後調整

（２）複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整

複数の局室区にわたる会議の重要事項に関する議案の事前調整、その決定事項の事後調整、進行管理

（３）教育長・教育次長の特命による事務事業

教育委員会内各課間における分掌事項の間隙部分に対する対応措置の立案

（４）規程に基づく事務

ア 計画主任の事務（計画主任設置規程）

イ 広報幹事の事務（名古屋市広報広聴事務取扱規程）など

本市の計画

計画の名称	教育委員会関係部分	備考
名古屋市基本構想	Ⅳ－3 市民の教育と文化	昭和52年12月20日 市議会で議決
名古屋市総合計画2023	施策 １、10、11、12、13、14、16、17、19、34、37、38、40、44の該当部分	令和元年9月27日 市議会で議決 （～令和5年度まで）

10 争 訟 事 務

（１）教職員に係る勤務条件に関する措置要求

令和３年度に人事委員会の判定又は決定があった勤務条件に関する措置要求は、１件である。

ア　令和３年１月27日提出の件　要求者　中学校会計年度任用職員ら９名

過去２年間名古屋市に雇用された非常勤教諭について、時間外勤務の実態調査を行い、賃金の支払いが必要な場合は遡及して支払うこと等

（令和４年３月18日名古屋市人事委員会判定「要求一部認容、その他棄却・却下」）

（２）教職員に係る不利益処分についての不服申立て

令和３年度に人事委員会の裁決があった不利益処分についての審査請求は、１件である。

ア　令和元年10月31日提出の件（令和元年人委（審）第４号）　要求者　中学校教諭

令和元年８月６日付要求者の減給処分は、恣意的で不当な減給処分であり、手続き上の違法が認められるので、取り消されるべきである。

（令和３年４月６日名古屋市人事委員会判定裁決「処分承認」）

（３）訴訟事件

ア　損害賠償請求事件（令和２年（ワ）第4014号）

原告　元特別支援学校高等部の生徒

被告　名古屋市ほか１名

平成29年11月に、当時特別支援学校高等部に在籍していた原告が、担任教諭から暴行や威圧などの虐待を受けたとして、550万円の支払いを請求して令和２年９月25日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

イ　懲戒処分等取消請求事件（令和３年（行ウ）第33号）

原告　高校教諭

被告　名古屋市教育委員会

同僚女性教諭に対してストーカー行為を行い、警察署長から警告されるなどして令和元年７月に懲戒停職処分を受けた高等学校教諭が、当該ストーカー行為は、学校長らが原告と同僚の人間関係を悪化させるパワーハラスメントを行ったことが原因であるなどと主張し、当該懲戒処分の取消しを求めるとともに、当該ストーカー行為の後、原告が承認された職務専念義務の免除や、原告に命ぜられた分限休職処分は、虚偽の診断書に基づく無効なものであるなどと主張し、当該分限処分等の取消しを求めて令和３年４月２７日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

ウ　減給処分取消請求事件（令和３年（行ウ）第79号）

原告　中学校教諭

被告　名古屋市教育委員会

令和元年８月に、空手道場の経営に関与したとして地方公務員の営利企業従事等制限違反により減給処分を受けた原告が、当該減給処分は違法な処分であるとして、当該減給処分の取消しを請求して令和３年９月30日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中

である。

エ　職務命令効力停止仮処分命令申立事件（令和３年（ヨ）第10018号）

原告　小学校教諭

被告　名古屋市教育委員会

令和３年10月に、担任をしていた学級の児童の保護者から提出された体罰に関する調査の内容を同学級の他の児童に複数回公表し令和３年10月29日に担任を外す職務命令を受けた原告が、当該職務命令は職務命令権の濫用であるとして、当該職務命令の取り消しと保全の必要性を請求して令和３年11月29日に名古屋地方裁判所に申し立てたものであり、現在係争中である。

第２章　教　育　財　政

１　令和４年度教育関係予算の概要

（１）令和４年度当初予算

教育委員会所管予算額は、1,808億300万円で、一般会計の総額1兆3,794億900万円のうち13.1％を占めている。

一般会計予算内訳（単位％）

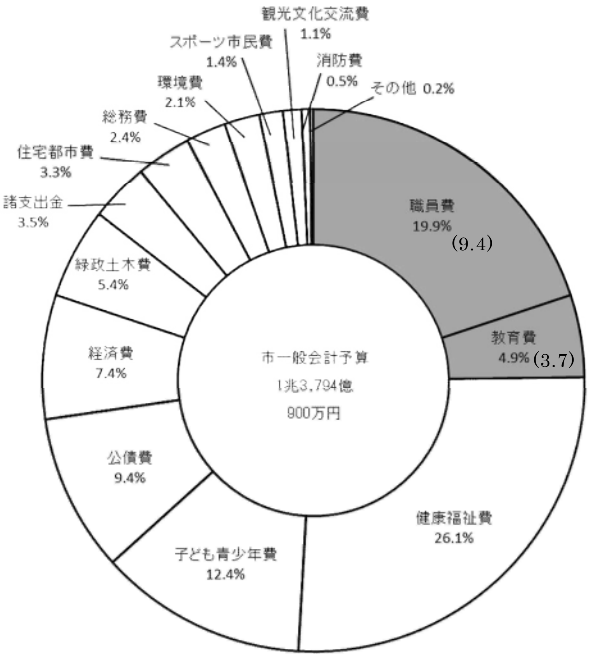

教育委員会所管予算科目別内訳（単位％）

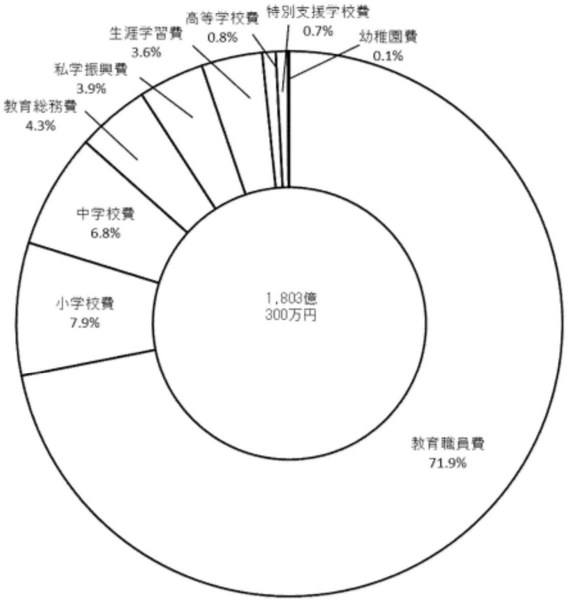

職員費及び教育費の（　　）は、教育委員会所管分

当初予算の科目別内訳

科　　目	4年度 予算額	3年度 予算額	増△減	主　な　内　容
教　育　総　務　費	千円 7,744,634	千円 7,413,172	千円 331,462	
教育委員会費	9,210	9,210	－	委員会の運営費
事　務　局　費	351,231	318,116	33,115	教職員の人事管理費、事務局運営費
教　育　指　導　費	2,514,146	2,123,829	390,317	学校教育の指導・支援費及び子ども適応相談センターの運営費
学校保健体育費	1,192,876	1,177,744	15,132	学校医等の報酬、学校保健衛生対策費及び学校体育振興費

科　　　目	4年度 予算額	3年度 予算額	増△減	主 な 内 容
	千円	千円	千円	
教育奨励費	2,614,610	2,288,691	325,919	要・準要保護児童生徒及び定時制高校生の就学奨励事業費
教育センター費	912,733	1,342,536	△429,803	教育センターの運営費
野外教育センター費	149,828	153,046	△3,218	稲武・中津川野外教育センター、野外学習センターの運営費
小学校費	14,385,899	15,078,873	△692,974	
学校管理費	11,254,946	12,821,443	△1,566,497	小学校263校の運営費
学校整備費	3,130,953	2,257,430	873,523	増築（3校）の工事費、公害対策関係校空調設備改修の工事費
中学校費	12,326,056	8,079,327	4,246,729	
学校管理費	7,011,814	6,781,261	230,553	中学校112校の運営費
学校整備費	5,314,242	1,298,066	4,016,176	体育館空調設備整備の工事費、管理諸室等空調設備更新の工事費
高等学校費	1,410,758	1,009,662	401,096	
学校管理費	1,410,758	1,009,662	401,096	全日制13校、定時制2校の運営費
幼稚園費	162,492	211,849	△49,357	
幼稚園費	162,492	211,849	△49,357	幼稚園21園の運営費
特別支援学校費	1,259,555	966,431	293,124	
学校管理費	1,259,555	966,431	293,124	特別支援学校5校の運営費
私学振興費	7,033,416	7,375,259	△341,843	
私学振興費	7,033,416	7,375,259	△341,843	私立高校生の授業料補助など各種助成、子育て支援施設等利用給付
生涯学習費	6,492,907	6,069,988	422,919	
生涯学習推進費	1,781,258	1,591,226	190,032	生涯学習の推進、学校開放事業の実施、部活動の振興、成人・女性教育の振興、文化財の保護
生涯学習施設費	808,941	780,561	28,380	生涯学習センター（16館）、女性会館、志段味古墳群歴史の里等生涯学習施設の運営費

科　　目	4年度 予算額	3年度 予算額	増△減	主　な　内　容
	千円	千円	千円	
図書館費	1,114,946	1,139,828	△24,882	図書館（21館）の運営費
博物館費	741,846	406,980	334,866	博物館の運営費
科学館費	1,021,594	934,635	86,959	科学館の運営費
美術館費	271,365	254,053	17,312	美術館の運営費
生涯学習施設整備費	752,957	962,705	△209,748	美術館の照明設備改修
教育職員費	129,987,283	130,108,995	△121,712	
事務局職員費	5,022,670	4,987,141	35,529	職員の人件費等
教育指導職員費	2,601,689	2,404,801	196,888	会計年度任用職員の人件費等
教育センター職員費	259,257	252,949	6,308	会計年度任用職員の人件費等
小学校職員費	68,481,693	68,356,110	125,583	教職員の人件費等
中学校職員費	34,316,903	33,853,136	463,767	教職員の人件費等
高等学校職員費	9,879,703	10,256,241	△376,538	教職員の人件費等
幼稚園職員費	1,330,572	1,481,582	△151,010	教職員の人件費等
特別支援学校職員費	4,883,994	5,353,653	△469,659	教職員の人件費等
生涯学習推進職員費	3,210,802	3,163,382	47,420	職員の人件費等
計	180,803,000	176,313,556	4,489,444	

（２）当初予算の推移

年　度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
(百万円) 教育委員会所管分	61,168	65,613	72,814	72,590	162,710	173,126	170,503	174,713	176,314	180,803
(%) 対前年度伸率	△0.9	7.3	11.0	△0.3	124.1	6.4	△0.2	2.5	0.9	2.5

２　新規・拡充事業及び重点施策

事　　　項	主　な　内　容
高等学校における1人1台タブレット端末の導入	●市立高校生に対してタブレット端末を貸与するとともに、学習支援ソフトのアカウントを配付
小学校4年生での35人学級の実施	●一人一人を大切にしたきめ細かな指導を行うため、国の計画に1年先駆けて、小学校4年生の35人学級を実施
新たな公立高等学校入学者選抜制度の実施	●令和4年度末に実施される愛知県公立高等学校入学者選抜制度の変更に伴い、中学校・高等学校において必要な対応を実施
ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	●子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進
学校司書の配置	●児童生徒の学校図書館の利用促進等を図るため、学校司書を配置するとともに、近隣の小・中学校への巡回派遣を実施
西陵高等学校子ども系列の新設への対応	●増学級及び子ども系列の新設に伴い教材・教具等を購入
中学生による陸前高田市との交流10周年記念事業	●両市中学校2年生による訪問交流事業が令和4年度で10年の節目を迎えるため、これまでの事業参加者(センパイ)も参画することにより、生徒たちの防災学習の充実等を図る
スチームコンベクションオーブンの導入拡大に向けた調査・設計	●スチームコンベクションオーブンの導入拡大に向け、大規模な小学校（601食以上）を対象に、導入可能性調査及び設計を実施
学校トイレにおける生理用品の配置	●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、希望する児童生徒がいつでも受け取れるよう生理用品を学校トイレに配置
給食調理用フライヤーの更新	●老朽化した給食調理用フライヤーを更新
小学校における民間プールを活用した水泳指導	●児童数の増加により教室が不足している等の事由がある学校において、民間プールを活用した水泳指導を実施
部活動外部顧問派遣事業	●部活動の充実・活性化を図るとともに、教員の多忙化解消のため部活動外部顧問を派遣
若宮高等特別支援学校の新設	●企業等への就労をめざす職業教育のニーズの高まりに対応するため、若宮商業高等学校の既存校舎の改修等により高等特別支援学校を新設
天白養護学校増築の設計等	●特別支援学校に通学する生徒数が増加傾向にあるため、天白養護学校増築の設計等を実施
学校施設のバリアフリー化	●障害のある児童生徒の教育環境改善や避難所機能強化のため、国が示した令和7年度末までの整備目標に従って、小・中学校のバリアフリー化を推進

事　　　項	主 な 内 容
医療的ケアが必要な幼児児童生徒の支援	●医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安心して学校（園）生活を送ることができるよう支援
発達障害対応支援講師の配置	●発達障害の可能性のある児童生徒に対する学校生活を支援
日本語指導が必要な児童生徒の支援	●日本語指導が必要な児童生徒の増加及び多言語化への対応
グローバル人材を育む和室活用事業	●郷土への愛着や誇りをもってグローバルに活躍するための資質・能力を育むため、小・中学校に和室（組立式）を設置
市立高校生の海外派遣	●未来を担うにふさわしい国際的視野を持った心豊かな人間の育成と国際理解教育の充実を図るため、市立高校生を海外に派遣
教職員の働き方改革プラン策定に向けた調査	●教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築するため、学校における働き方改革プランの策定に向けた調査を実施
学校エレベーターの更新	●中学校スクールランチ用エレベーター及び特別支援学校のエレベーターについて、計画的に更新
学校プールの改修	●老朽化の進む学校プールについて、長寿命化の改修計画を策定するため、プール改修を試行実施
幼稚園における預かり保育室の新型コロナウイルス感染症対策改修	●幼稚園において預かり保育を実施する保育室の手洗い場を非接触型の蛇口に改修
教育センターの空調設備等改修	●老朽化した空調設備の更新や給水設備の改修等を実施
学校体育館空調設備の整備	●中学校及び特別支援学校において、授業や部活動時の熱中症対策や避難所の環境改善を図るため、体育館空調設備の整備を実施
橘小学校等複合化整備計画の策定	●橘小学校の教室不足･運動場の狭あい化を解消するために実施する中生涯学習センターや前津福祉会館及び前津児童館との複合化整備に向けた整備計画を策定
中学校（守山区）新設の設計及び用地取得	●過大規模校（31学級以上）となることが見込まれる志段味中学校について、分離新設校建設に係る設計及び用地取得を実施
小学校統合校の設計等	●統合に向けて新しい学校づくりを進めるため、統合校の整備に係るワークショップや設計等を実施
なごや子ども応援委員会相談等対応記録システムの構築	●小学校から途切れることなく見守る体制を強化するため、相談等対応記録を管理・活用するシステムを構築

事　　項	主 な 内 容
キャリアサポート事業	●キャリアコンサルタントを「キャリアナビゲーター」として配置し、キャリア教育の幅広い推進とキャリアプランニングを応援
いじめ防止対策の調査検証	●総合教育会議のもとに外部有識者を委員とする中立公平な調査検証機関を設置し、学校及び教育委員会のいじめ防止対策について、各区1校程度の学校における実地調査及び検証を実施
校内の教室以外の居場所づくり	●教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、校内の教室以外の居場所づくりを推進
子ども適応相談センター第3サテライト整備の設計	●子ども適応相談センターの狭あい化を解消するとともに、増加し続ける通所希望者の通所開始までに要する期間の短縮や、通所者一人一人への支援を充実させるため、第3サテライトの開設に向けた設計を実施
民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	●不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを導入
学校福祉専門員の配置	●児童生徒の状況をつぶさに把握し、支援が必要な児童生徒や家庭を見つけ出し、適切に支援するためのツールであるスクリーニングの調査・研究等を行うため、学校福祉専門員を配置し、スクリーニング会議等で教職員等との連携を実施
ウェブ版学校生活アンケートの実施	●いじめ等の早期発見に活用できる学校生活アンケートを、全市立小学校4～6年生及び中学生を対象に年2回実施し、アンケート結果を直ちに支援につなげるため、紙媒体からタブレット端末による実施に変更
24時間SNS相談等の実施	●いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応のため、全市立学校を対象として、児童生徒が配付されたタブレット端末等からいじめ等の報告・相談等ができるＳＮＳ相談を拡充するとともに、ネットパトロールを実施
就学援助所得基準額の変更	●新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、保護者の負担を軽減し、安心して就学してもらえるよう、経済的理由により就学が困難であると認められる場合に支給する就学援助の所得基準額を当面の間引き上げ
デジタルトランスフォーメーションの推進（就学事務等システムの標準化に伴う調査）	●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による就学事務等システムの全国的な標準化へ対応するための調査を実施
就学援助における入学準備金等	●就学援助の支給単価を増額

事　　　項	主　な　内　容
私立高等学校授業料補助	●私立高等学校に在籍する者に対する授業料補助
読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備	●読書環境の整備を推進するため電子書籍及び点字文庫を充実
千種図書館の耐震改修	●千種図書館の耐震改修工事を実施
博物館リニューアル改修の設計等	●名古屋市博物館の魅力向上基本計画に基づき、本館・外構のリニューアル改修等を実施
科学館Ｂ6型蒸気機関車等の展示整備に向けた基本計画の策定等	●科学館Ｂ6型蒸気機関車の動態展示及び東日本旅客鉄道株式会社所有の旧型客車等2両の取得後の科学館における展示に向けた、各車両の復元・修復方法や展示方法等についての基本構想・基本計画の策定等

３　小・中学校標準運営費

標準運営費とは、各教科等教育活動に要する経費及び学校の維持管理等に要する経費（人件費、光熱水費等を除く。）の標準を算定したものである。

（１）標準運営費の推移

区分／年度	小学校 校数	小学校 予算額	小学校 1校平均	小学校 児童1人平均	中学校 校数	中学校 予算額	中学校 1校平均	中学校 生徒1人平均
	校	千円	千円	円	校	千円	千円	円
25	264	2,809,284	10,641	24,980	111	1,632,660	14,709	30,590
26	264	2,890,925	10,950	25,716	111	1,678,222	15,119	31,828
27	263	2,882,917	10,962	25,589	112	1,692,160	15,109	32,443
28	263	2,879,287	10,948	25,629	112	1,686,969	15,062	33,021
29	262	2,896,901	11,057	25,633	112	1,685,606	15,050	33,362
30	262	3,044,690	11,621	26,832	112	1,837,495	16,406	36,946
元	262	3,463,333	13,219	30,747	112	1,872,204	16,716	37,758
2	262	3,269,886	12,480	29,222	112	1,994,188	17,805	39,873
3	263	3,250,241	12,358	29,131	112	1,936,610	17,291	38,121
4	263	3,256,794	12,383	29,412	112	1,938,257	17,306	38,134

（注）事務局等で一括支払又は一括購入する経費を含む。

（２）令和４年度１校当たり標準運営費

区分 / 科目	小学校			中学校		
	4予算	3予算	対前年比較	4予算	3予算	対前年比較
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
報償費	73	74	△1	104	104	－
旅費	681	678	3	1,281	1,282	△1
交際費	6	6	－	6	6	－
需用費	5,481	5,487	△6	7,330	7,317	13
（消耗品費）	(4,920)	(4,922)	(△2)	(6,094)	(6,091)	(3)
（燃料費）	(4)	(4)	(－)	(6)	(6)	(－)
（食糧費）	(19)	(19)	(－)	(18)	(18)	(－)
（印刷製本費）	(301)	(303)	(△2)	(976)	(968)	(8)
（修繕料）	(187)	(188)	(△1)	(186)	(184)	(2)
（賄材料費）	(50)	(51)	(△1)	(50)	(50)	(－)
役務費	321	321	－	498	498	－
（通信料）	(271)	(271)	(－)	(419)	(419)	(－)
（手数料）	(50)	(50)	(－)	(79)	(79)	(－)
委託料	349	349	－	428	428	－
使用料及び賃借料	592	588	4	763	763	－
工事請負費	1,916	1,915	1	2,199	2,199	－
原材料費	49	49	－	63	63	－
備品購入費	2,905	2,881	24	4,619	4,616	3
（庁用備品費）	(869)	(844)	(25)	(735)	(735)	(－)
（事業用備品費）	(1,054)	(1,055)	(△1)	(2,060)	(2,057)	(3)
（図書費）	(982)	(982)	(－)	(1,824)	(1,824)	(－)
負担金補助及び交付金	10	10	－	15	15	－
計	12,383	12,358	25	17,306	17,291	15

４　マイスクールプラン

小・中・高等学校、特別支援学校では、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行う等、多彩な特色ある教育活動や学校づくりを「マイスクールプラン」として実施している。

第3章　計　画　の　推　進

1　第３期名古屋市教育振興基本計画

（1）計画の概要

名古屋市教育振興基本計画は、教育を取り巻く環境や諸制度の変化に対応し、本市教育行政の進むべき方向性を明らかにするとともに、その充実に資する取り組みの総合的かつ計画的な推進のため、平成31年３月に策定した。

この計画の対象範囲は、「名古屋市立の幼稚園、小・中・高等・特別支援学校の各段階における教育・育成に関する施策」、「生涯学習全般における学びの支援に関する施策」、「私立学校の振興に関する施策」としている。

ア　基本理念

この計画では、「なごやっ子教育推進計画（平成 19 年３月策定)」、「名古屋市教育振興基本計画（平成 23 年３月策定)」、「名古屋市教育振興基本計画（平成 27 年３月策定)」の基本理念を受け継ぎ、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念とする。

～この計画がめざす「なごやっ子」像～

（ア）なごや（郷土）が大好きで、なごや（郷土）をもっとよくしたいと望んでいる
（イ）豊かな感性と創造力を備える
（ウ）社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
（エ）人生をたくましく生きる力を備える
（オ）未来への夢を抱き、学び成長し続ける

イ　計画期間

令和元年度～令和５年度（５年間）

（2）大切にする３つの視点

ア　人生（ライフキャリア）の支援
イ　質の高い学びの促進
ウ　多様な主体との連携・協力

（3）施策の基本的方向

ア　子ども一人ひとりの個性を大切にし、社会で活躍できる力を育成します
イ　子どもや教職員のための良好な教育環境を整備します
ウ　学校・家庭・地域が共に子どもの豊かな育ちを応援する体制を整備します
エ　生涯を通じた学びの支援と、名古屋に人を惹きつける文化の魅力の創造・発信を進めます

２　「歴史の里」基本計画

（１）計画の概要

「歴史の里」基本計画は、平成21年３月に策定の「歴史の里」基本構想をもとに、整備に向けての基本理念や利用・整備内容等について定めた計画として平成26年３月に策定した。

（２）基本理念

古代ロマンを五感で体感～「学び」と「にぎわい」のある地域づくり～

（３）基本方針

ア　貴重な文化財、自然環境の保存

イ　歴史・文化の体感・体験

ウ　過去と未来をつなぐ歴史・文化の拠点づくり

エ　市民と連携し、協働する仕組みの形成

（４）計画範囲

計画範囲は庄内川、東谷山、尾張丘陵、野添川に囲まれた地域とし、このうち主要な古墳が残る５つの地区を拠点地区としている。

ア　勝手塚古墳地区

イ　大塚・大久手古墳群地区

ウ　白鳥塚古墳地区

エ　東谷山白鳥古墳地区

オ　東谷山山頂３古墳地区

３　史跡志段味古墳群保存管理計画

（１）策定の目的

史跡志段味古墳群を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくことを目的として平成27年３月に策定した。

計画では、史跡志段味古墳群の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を示しており、行政上の指針として位置づけられる。

計画の対象範囲は、史跡指定範囲を基本としているが、今後の追加指定、志段味古墳群の活用や景観保全を考慮し、「歴史の里」整備事業の範囲も含める。

（２）史跡志段味古墳群の価値

ア　志段味古墳群の学術的価値

- 古墳時代各時期の様々な特色をもつ古墳がまとまって集積し、王権の地方経営の推移が古墳群造営の様相に如実に反映されており、日本の古墳時代の社会構造をうかがうことができる。
- 上志段味には、志段味古墳群と古代豪族・尾張氏との関係をうかがわせる伝承が残されており、志段味古墳群の調査・研究を進めることで、尾張氏をはじめとする尾張の古代豪族の実態や、倭王権との関わりを解き明かすことができる可能性がある。
- 梅原末治による志段味大塚古墳の発掘調査は、東海地方における古墳の発掘調査の初期の事例に位置づけられ、学史的意義を有する。

イ　志段味古墳群が分布するエリアの価値

- 地域の神聖な場所として認識されてきたエリアである。
- 地域の人々が育んできた生活や信仰の文化に触れる機会を与えてくれる貴重な伝統行事を有するエリアである。
- 名古屋市内では数少ない貴重な自然環境を有するエリアである。

（３）保存管理にあたっての基本方針

ア　保存管理

- 継続的な発掘調査・研究の推進
- 史跡指定古墳の確実な保存と、古墳「群」としての保存のための方策の実施（継続的な保護の取り組み）
- 積み重ねられてきた地域の風土との一体的な保全（関連法規制との連携・調整）

イ　整備

- 志段味古墳群の本質的価値を確実に継承するための適切な保存のための整備の実施
- 志段味古墳群の本質的価値を伝えるための整備の推進

ウ　公開活用

- 「歴史の里」整備事業と一体となった公開・活用に関わる取り組みの推進

エ　保存管理体制

・ 多様な関係者が参加・連携する保存管理体制の構築
・ 志段味古墳群への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新

４　名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針

（１）方針の概要

市立幼稚園の今後のあり方として、今日的課題への対応を充実させ、各園での教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園などへ広く提供することで、本市全体の幼児教育の質の向上に資するよう取り組み、併せて、幼児人口の減少に対応するため園の再編を実施することとして、平成28年８月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定した。

（２）市立幼稚園の役割と今後のあり方

ア　市立幼稚園の役割

私立幼稚園や保育所等と相互に連携・協調しながら、本市全体の幼児教育の充実を図っていく。また、総合的に幼児教育の充実に取り組み、「幼児教育支援室」と連携して質の高い幼児教育の研究、実践、発信を行っていく。

イ　市立幼稚園の今後のあり方

・　質の高い幼児期の教育の実践及び発信
・　幼保小接続の取り組みの推進
・　幼児期における特別支援教育の充実
・　家庭や地域コミュニティと連携した園運営の推進
・　多様な保護者ニーズへの対応

ウ　「幼児教育支援室」の開設

教育実践に基づいた調査研究、教職員の資質向上を目指す研修、子育て支援等に取り組むことや実践研究の成果を私立幼稚園・保育所等へ情報提供することにより、本市の幼児教育の質の向上を図る拠点施設として、「幼児教育支援室」を開設した。

（３）市立幼稚園の教育環境の整備

ア　市立幼稚園の再編等の考え方

・市立幼稚園の園児数は減少し、望ましい集団規模を確保しにくい状況にあり、ニーズに対する利用定員も供給過剰が続くと予測される。
・今後のあり方で掲げた機能強化を実現するため、必要な財源を創出する必要があることから、アセットマネジメントの観点も踏まえ、幼稚園の再編を実施する。

＜再編候補園の選定の観点＞

（ア）適正規模・適正配置

・学級数や園児数が一定数に満たない園の再編を検討する。
・幼稚園教諭の人事交流等が可能な園数を維持する。
・幼稚園ニーズや地域特性を考慮したうえで、国の幼稚園設置基準、保有保育室

数、施設の老朽化の度合い等を含め、総合的に検討する。

（イ）就園機会の確保

・幼稚園への就園を希望する方の就園機会を確保するため、選択可能な私立幼稚園等の状況を考慮する。

（ウ）運営のあり方

・民間移管についても選択肢の一つとして検討する。

イ　職員体制の充実

再編に伴う幼稚園教諭の再配置を踏まえ、望ましい職員体制を総合的に検討する。

ウ　施設の整備

再編に伴う財源確保を踏まえ、施設の老朽化対策を進めるとともに、今後のあり方に基づいた機能強化に必要な整備を検討する。

５　第３次名古屋市子ども読書活動推進計画

（１）計画の概要

子どもの読書活動を推進していくため、平成28年度に策定した「第３次名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し、さまざまな読書の機会や場の提供、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいる。

（２）理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。乳幼児期から読書に親しむようにさせるとともに、発達段階に応じた読書活動を総合的に推進する。

（３）令和３年度の主な実績

ア　「なごやっ子読書イベント」を10月に開催するよう準備をしていたが、８月下旬の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みて、２月への開催延期の判断を行った。同じ会場で同規模開催できるよう準備をしていたが、１月の時点で、特に子ども達の感染が拡大していたことから、開催中止の判断を行った。

イ　市内全保健センターの乳幼児健診時に絵本紹介冊子を３種類配布した。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、乳幼児健診時の読み聞かせは中止）

ウ　市立小学校、中学校及び特別支援学校に「なごやっ子読書ノート」、「なごやっ子読書カード」を配布し、日常生活における読書意欲と表現力を喚起した。「なごやっ子読書ノート」への参加意欲を更に高めるため、記念品の配布及びノートへ感想文等を書いた子どもへの完成特典を設けた。

エ　「なごやっ子読書ノート」の完成特典として図書館の業務を体験できるお仕事体験事業を全区の図書館で実施し、246人の小学生が参加した。

オ　読書への興味関心を高めるため、市立小学校・特別支援学校小学部４～６年生及び市立中学校・特別支援学校中学部全学年を対象に、「本の帯コンクール」を実施した。

カ　鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、市立小中学校・特別支援学校の学校図書館に図書室整備・図書購入・図書委員会活動・現場職員研修・授業協力等の助言を22校26件行った。また学校への配送サービスとして「学習支援図書セット貸出」を81校194件、「特別支援教育資料貸出」を13校19件実施した。図書修理ボランティアを養成、９校において10回実施し、547冊の修理を行った。

キ　児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進を図るため、学校司書を市立小中学校76校に配置し、近隣の市立小中学校179校において巡回派遣を実施した。

６　名古屋市歴史文化基本構想

（１）構想の概要

市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や類型の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経過や特性を明らかにする取り組みを行った。それをもとに地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かすことをめざす「名古屋市歴史文化基本構想」を平成29年３月に策定した。

（２）基本理念

私たちのまちの文化財　「知る」「伝える」「活かす」

（３）基本方針

ア　知る　～地域の文化財を知る　新たな価値の発見・掘り起こし～

イ　伝える　～地域の文化財を未来へ伝える～

ウ　活かす　～地域の文化財を活かす　学びから発信へ～

（４）今後の取り組み

熱田神宮や名古屋城などの「名古屋を代表する文化財」を核としながらも、埋もれている地域に残された石造物や屋根神などの「身近なまちの文化財」に焦点をあて、名古屋の文化財の姿をとらえていく。

そのうえで地域的・歴史的・空間的な関係性から意味づけた「関連文化財群」をもとに、文化財の新たな価値を広く市民とともに見出していく取り組みを進めていく。

７　名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

（１）計画の概要

「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、市立幼稚園が本市

の幼児教育を取り巻く現状や課題に対応し、本市全体の幼児教育の充実を図っていくための取り組みを着実に推進するとともに、園の再編を行うことを目指して、平成29年８月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を策定した。

（２）計画の取り組み

「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現するために、下記の取り組みを行っていく。

ア　市立幼稚園では、子ども・子育てや幼児教育を取り巻く今日的な課題に対応していく。

・幼保小接続の取り組み
・特別な配慮を必要とする子どもへの支援
・地域に開かれた幼稚園づくり　　　　　　　など

イ　本市全体の幼児教育の振興を図るための拠点施設として、「幼児教育支援室」を設置し、その事業を通して私立幼稚園や保育所などとの連携を図る。

ウ　幼児人口の状況や保護者の幼稚園・保育ニーズなどを踏まえて、市立幼稚園の再編を行う。

・報徳幼稚園（北区）、はとり幼稚園（中川区）、比良西幼稚園（西区）を閉園する。

＜実施工程＞

園名	H30	R１	R２	R３	R４
報　徳 （北区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
はとり （中川区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
比良西 （西区）		3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園

（３）計画期間

平成29年度～令和８年度（10年間）

８　名古屋市学校施設リフレッシュプラン

老朽化の進展に伴い更新需要の高まる学校施設について、限られた予算で安心・安全・快適な教育環境を確保していくため、今後の維持管理・更新にかかる基本的な考え方を取りまとめた「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を平成 29 年８月に策定した。

（１）期間

平成 29 年度～令和 32 年度（34 年間）

（２）位置づけ

「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などを本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけており、本プランをその個別施設計画として位置づける。

（３）対象

名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校におけるすべての校（園）舎及び付帯施設（運動場、プールなど）

（４）基本的な考え方

ア　学校施設の目指すべき姿

学校施設を取り巻く現状を踏まえ、目指すべき姿を「財政的に持続可能な範囲で、安心・安全・快適な環境が確保された学校施設」とし、実現に向けて「施設の長寿命化」に取り組む。

イ　長寿命化の考え方

（ア）基本的な整備サイクル

構造体耐久性調査の結果による個々の建物寿命を勘案し、原則として 80 年使用し、劣化が著しく進行しないよう、概ね築 20 年ごとに適切な改修を実施する。

（イ）整備手法

概ね 80 年程度で改築することから、改築までの残り期間を勘案し、以下のとおり築年数に応じた適切な改修を適切な時期に実施する。

グループ	建築年次	改修時期	改修の内容
Aグループ	～昭和 41 年	築 60 年 築 80 年	保全改修＋設備改修 改築
Bグループ	昭和 42～50 年	築 50 年 築 80 年	リニューアル改修 改築
Cグループ	昭和 51～55 年	築 40 年 築 60 年 築 80 年	リニューアル改修 保全改修 改築
Dグループ	昭和 56～平成 7 年	築 50 年 築 80 年	リニューアル改修 改築
Eグループ	平成 8 年～	築 20 年 築 40 年 築 60 年 築 80 年	保全改修 リニューアル改修 保全改修 改築

（ウ）整備内容

・保全改修

機能回復を図るため、屋上防水や外壁改修、トイレ改修を一体的に実施

・リニューアル改修

屋上防水や外壁、内装の一体的な改修とともに、受変電設備や受水槽、給排水管などの更新や社会的ニーズに対応するための機能向上を図る改修を実施

・設備改修

特に老朽化した設備機器に特化した改修を実施

（５）持続可能性の検証

長寿命化を図っただけでは、近年の施設整備費の年平均（一般財源ベースで41億円）を上回るが､将来の児童生徒数を踏まえ､学校統合により現在の保有資産量から19～24％削減するとともに跡地活用に取り組むことで、近年の施設整備費の年平均以内とすることが可能となる。

（６）今後の新たな取り組み

今後の人口減少社会を見据え、本プランを継続的に運用していくため、以下について、市民との協働推進や啓発を含め、市全体で横断的に検討する。

ア　整備手法・基準の見直し

イ　保有資産の有効活用

ウ　施設運営の効率化

エ　施設の多目的活用

オ　良好な教育環境の確保

９　なごやアクティブ・ライブラリー構想

（１）構想の概要

時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら効果的・効率的な図書館運営を図るため、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」を平成29年12月に策定した。また、構想で優先するとした第１ブロック（千種区、東区、守山区、名東区）の図書館施設の整備に係る方針として、「名古屋市図書館第１ブロック施設整備方針」を令和３年11月に策定した。

（２）長期的展望に立った本市図書館像

ア　本市図書館がめざす姿

(ア)資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館

(イ)さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館

(ウ)時代の変化に対応できる、持続可能な図書館

イ　サービス網の再構築

アの３つのめざす姿を実現するため、中央館のほかに市域を５つのブロックに分け、さまざまな場所でサービスを提供できるよう、ブロック内で施設の再配置を行う。

地域の状況を考慮しながら、さまざまなパターンでブロック内に図書館サービスを受けられる場所を配置し、地域サービス網を構築する。

10　魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第２次）

（１）計画の概要

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（平成25年２月策定）に基づく５年間の取り組みが平成29年度末で終了し、平成30年９月に新たに魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第２次）を策定した。計画期間は、平成30年度から10年間とする。

（２）計画の目的

「学びのあり方」を改めて見直し、探究的な学習や協働的な学びを通じて生きる力を育てていくことと、市立高等学校のさらなる魅力づくりを進めていくことを目的とする。併せて、生徒数の減少や施設の老朽化などの課題への対応として、市立高等学校の再編を行う。

（３）計画における取り組み

国において進められている高等学校での「学びのあり方」改革の方向性に即して、先の「推進基本計画」 や「教育振興基本計画」の取り組みを継続していくとともに、パイロット校の設置やグローバル･エデュケーション･センターの開設を進めることで、市立高等学校の教育の振興を図り、さらなる市立高等学校の魅力づくりに繋げていく。

生徒数の減少や生徒ニーズの変化、施設の老朽化などの課題を踏まえ、市立高等学校の再編と安心・安全・快適な教育環境を確保するための施設整備にも取り組む。

（４）令和３年度の主な実績

ア　緑高等学校

パイロット校として校内のプロジェクトチームにおいて、めざす学校像の観点を基に具体的教育構想を検討した。

イ　若宮商業高等学校

高等特別支援学校との併設を視野に、校内のプロジェクトジェクトチームにおいて、これからの商業教育の展開やインクルーシブ教育の推進について検討した。

ウ　グローバル・エデュケーション・センター

教育課程内で行う基幹事業を小中高等学校対象に、休日及び長期休業中等で行うその他の各種事業を幼稚園児から高校生を対象に、感染症対策を行いながら実施した。

１年間をとおして、のべ184回の事業に、のべ5,711人が参加した。

11　ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画

少子化に伴い小規模校が増加したため、平成22年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「小規模校対策に関する実施計画」を策定し、計画的に小規模校対策を進めてきた。

しかし、計画期間が終了した段階においても小規模校は実施計画策定時より増加しており、また、過大規模校や学校施設の老朽化等の問題も生じていることから、学校規模に関する新たな計画として「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を平成31年３月に策定した。

（１）計画について

ア　目指すべき姿

望ましい学校規模を確保し、「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指す。

イ　行動指針

（ア）子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組む。

（イ）学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現する。

（ウ）望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図る。

ウ　計画期間

令和元年度から令和15年度までの15年間

エ　実現したい学校ビジョン

教育面	子どもたちが多くの人とふれあい育つ。
学校運営面	教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実する。
施設面	学校施設の老朽化を早期に改善する。

（２）学校規模の考え方

・小学校は12から24学級、中学校は６から24学級を「望ましい学校規模」と考える。

・小学校ではクラス替えができない学年が生じる11学級以下、中学校では５学級以下の学校を小規模校と考える。また、小・中学校ともに31学級以上を過大規模校と考える。

（３）取り組みの方法

ア　小規模校

・「通学区域の変更」又は「学校統合」により進める。

・「通学距離」は徒歩を基本とし、小学校概ね２㎞、中学校概ね３㎞を目安とする。

イ　過大規模校

「通学区域の変更」又は「学校の分離新設」により進める。

（４）取り組みの進め方

小規模校及び過大規模校への取り組みは、以下の流れで進める。

ア　個別プランの作成

教育委員会が十分な事前調査を行い、学校ごとに具体的な「個別プラン」を作成する。

イ　審議会への諮問・答申

条例設置する審議会へ「個別プラン」を諮問し、答申を受ける。

ウ　保護者・地域への説明・協議

・保護者・地域へ小規模校（過大規模校）の課題や取り組みの必要性や効果を説明する。

・「個別プラン」の内容を提示し、丁寧に協議する。

エ　統合等の決定

・早期の課題解決を目指し、一定の目標期間を設けて保護者・地域と協議する。

・最終的に、教育委員会が統合等を決定する。

オ　新しい学校づくり（「学校統合」又は「学校の分離新設」の場合）

新しい学校の開校に向け、校名・校章・校歌や交通安全等について保護者・地域・学校と協議する。

（５）「個別プラン」について

・個別プランは、教育委員会が保護者・地域へ説明・協議を進める際の具体的な取り組み内容を提示するため、学校ごとに作成する。

・個別プランの対象となる学校は、ア～ウに全て該当する小・中学校とする。ただし、ア～ウは学級数や幼児人口等に応じて、毎年度更新する。

＜小規模校＞

ア　小規模校であること。

イ　６年間小規模校が継続する見込みであること。

ウ　６～15年後も小規模化の傾向であること。

＜過大規模校＞

ア　過大規模校であること。

イ　６年間過大規模校が継続する見込みであること。

・作成する学校は、小規模化（過大規模化）の状況の他、防災や施設の老朽化等、学校や地域の様々な実情を踏まえて年度ごとに選定する。

・個別プランには、十分な調査の上で取り組みの方法、統合の相手校、統合の場所等を掲載する。

（６）取り組みを進める上での配慮事項

・関係行政機関と連携を図り、地域ごとの通学路や交通状況の特性を踏まえ、通学の安全確保に取り組む。

・学校統合後も現在と同じ単位（学区組織）での活動が可能であることを、十分に周知する等、地域活動に配慮しながら取り組みを進める。

（7）令和３年度の主な実績

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会からの答申を踏まえ、教育委員会２月定例会において、御園小学校と名城小学校、野跡小学校と稲永小学校及び高坂小学校としまだ小学校の統合を決定した。

12 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策

（1）方策の概要

不登校未然防止につながる取組と不登校児童生徒及びその保護者に対する支援の一層の充実を図るため「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」を令和４年３月に策定し、８つの方策に基づき取り組みを実施する。

（2）８つの方策

ア 魅力ある学校づくり
イ 教職員の意識改革
ウ なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携
エ 校内の教室以外の居場所づくり
オ 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援
カ 子ども適応相談センターの拡充
キ 民間団体（施設）との連携
ク ＩＣＴを活用した学習支援

（3）４年度の主な事業予定

ア ナゴヤ・スクール・イノベーション事業を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業改善を進める。
イ 児童生徒の人権を尊重し、児童生徒一人一人に寄り添った指導等につなげる教職員研修の充実を図る。
ウ 支援の記録を活用して、なごや子ども応援委員会と学校との情報共有を強化するとともに、専門職等と連携し、継続的な支援を促す。
エ 教室に入れない児童生徒が安心して過ごすことができる教室以外の居場所づくりを中学校30校で実施する。
オ 教員・なごや子ども応援委員会専門職・ハートフレンドなごや訪問相談員による訪問相談、対面指導を行う。
カ 増加する通所希望者への対応をするため、子ども適応相談センター第３サテライトの設置に向けた整備を実施する。
キ 民間団体（施設）と教育委員会及び学校の連携を進める。